

令和3年12月8日
国土交通省中部地方整備局
庄内川河川事務所
春日井市
北名古屋市

要配慮者利用施設の避難確保計画作成ワークショップを開催

～避難確保計画等作成支援ツール作成のため、モデル自治体として春日井市・北名古屋市で実施～

水防法の改正により、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の施設管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施とその報告が義務化されています。

庄内川流域における避難確保計画作成率向上のための取り組みの一つとして、モデル自治体として春日井市・北名古屋市において、施設管理者向けのワークショップを開催し、施設管理者と一緒に避難確保計画及びタイムラインを作成します。

- 日時 春日井市 12月9日(木) 14:00～17:00
12月13日(月) 9:00～12:00 ※
北名古屋市 12月14日(火) 14:00～17:00
12月16日(木) 14:00～17:00 ※
※12月13日、16日のみ取材可能とします。
- 場所 WEB開催 [公開：庄内川河川事務所(愛知県名古屋市北区福德町5-52)]
- 対象者 春日井市 3施設、北名古屋市 6施設の要配慮者利用施設の施設管理者等職員
- ワークショップ概要 別紙1「次第(案)」参照
- その他
 - ・新型コロナ感染拡大防止のため、座席の間隔を空ける、換気を行う等必要な対策を講じます。
 - ・取材を希望される報道機関におかれましては、各日前日12時迄に別紙2「取材登録書」をメールにて提出をお願いします。
 - ・取材される報道機関におかれましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用にご協力いただきますようお願いいたします。
 - ・取材は、別紙1「次第(案)」の「2. ①避難確保計画作成の目的」までといたします。
- 配布先 中部地方整備局記者クラブ

【問い合わせ先】

<ワークショップ及び支援ツールの内容について>

庄内川河川事務所 副所長 竹原 雅文

地域防災調整官 本間 一司

電話 (052) 914-6713

<要配慮者利用施設及び避難確保計画について>

春日井市 総務部 市民安全課 防災担当

電話 (0568) 85-6072

北名古屋市 防災環境部 防災交通課 防災担当

電話 (0568) 22-1111

要配慮者利用施設における避難確保計画等作成ワークショップ 次第（案）

	概 要		時 間
1. 開会 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶 ・避難確保計画等作成支援ツールについて 	5分
2. ワーキング	①避難確保計画 作成の目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・水防法の改正と避難確保計画の必要性 ・近年の水害について 	5分
	②避難確保計画・ タイムライン 作成ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの見方 ・水害リスク図の説明 ・想定される被害 ・施設の利用状況の確認 ・施設の水害リスクの確認 ・安全な避難先の検討 ・避難場所までの避難経路の検討 ・避難を行うための準備や所要時間の検討 ・行動のきっかけとなる情報 ・防災情報の意味合いと入手方法 等 <p>※上記を解説しながら、フォーマットを記入し、 避難確保計画及び避難行動タイムラインを 作成します。</p>	2時間20分 ※途中で 10分休憩
	③意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画作成上の課題に関する意見交換 ・アンケート記入 	25分
3. 開会		<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶 	5分

※「2. ①避難確保計画作成の目的」まで取材可能とさせていただきます。

